

## 望ましい水環境像について

### 1. 水環境保全のあり方に関する取組

- 昭和 33 年 12 月 旧水質 2 法（公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水規制法）の制定
- 昭和 42 年 8 月 公害対策基本法の制定
- 昭和 45 年 4 月 「水質汚濁に係る環境基準について」閣議決定
- 昭和 45 年 12 月 水質汚濁防止法の制定
- 平成 5 年 11 月 環境基本法の制定
- 平成 6 年 12 月 環境基本計画の策定  
「第 2 節 水環境の保全」において、その第 1 の施策の柱として「環境保全上健全な水循環の確保」を掲げる。
- 平成 6 ～ 7 年 水環境ビジョン懇談会（詳細は資料 4 - 1 参照。）
- 平成 9 年 健全な水循環の確保に関する懇談会  
水環境を水質のみならず、水量、水生生物、水辺地等を含め総合的にとらえるとともに、流域などの水環境に着眼し、「場の視点」（水環境をそこに生きる人や生物との関わりを中心にとらえる見方）に加えて、「循環の視点」（水環境を流域全体における水循環の健全さからとらえる見方）をもってとらえることの重要性などを指摘。
- < 地域における水循環系健全化の取組（モデル的取組） >  
「都市の水循環再生構想策定マニュアル」作成時のモデル検討（H7～9） 建設省ほか  
・ 神田川（東京都） 東川（埼玉県） 海老川（千葉県） 和泉川・平戸水谷川（神奈川県） 菩提川（奈良県）  
「流域水循環計画策定調査」（H10～12） 環境省  
・ 岳南地域（静岡県） 黒部川（富山県）
- 平成 10 年 8 月 「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」の発足  
関係省庁の十分な意見交換等を通じて、健全な水循環系の概念等についての共通認識を形成するとともに、今後の連携・協力のあり方等の基本的事項について検討、整理を行うことを目的として発足。

平成 11 年 4 月 「環境保全上健全な水循環に関する基本認識及び施策の展開について～豊かな水の恵みの永続を目指して～」(中央環境審議会意見具申)

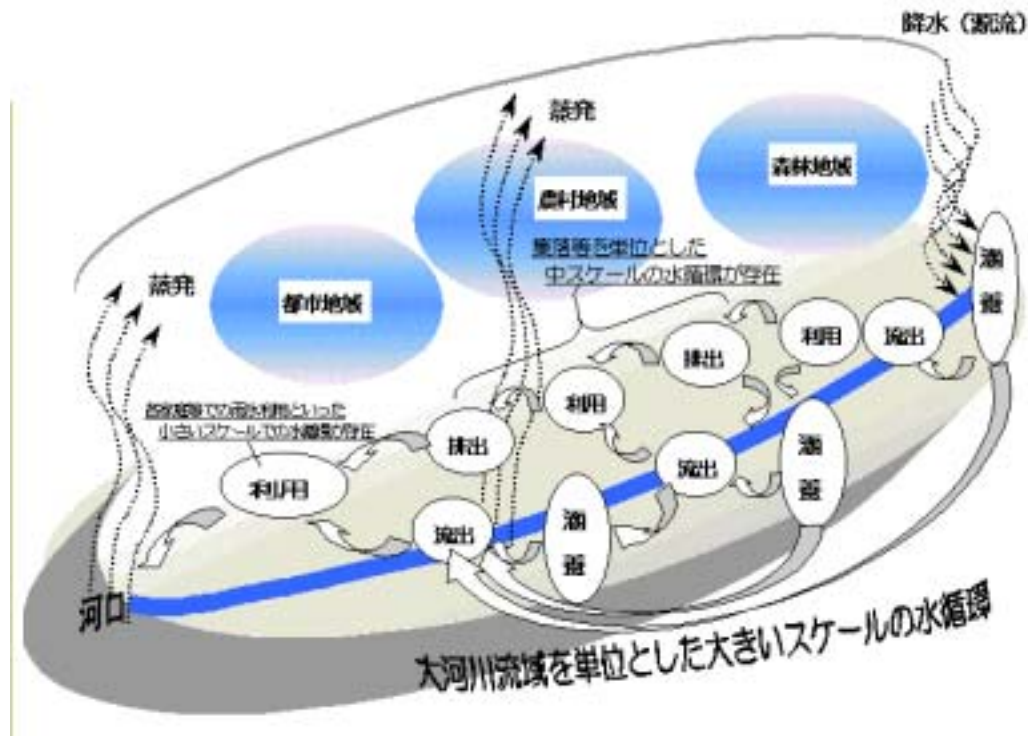


図 1 流域を単位とした水循環

平成 12 年 12 月 新・環境基本計画

戦略的プログラムの一つに「環境保全上健全な水循環にむけた取組」を位置づけ、場の視点からの取組に比較して遅れている流れの視点からの取組強化や流域における水循環の現状の診断や環境保全上健全な水循環計画の策定など流域単位の取組の推進を提唱。

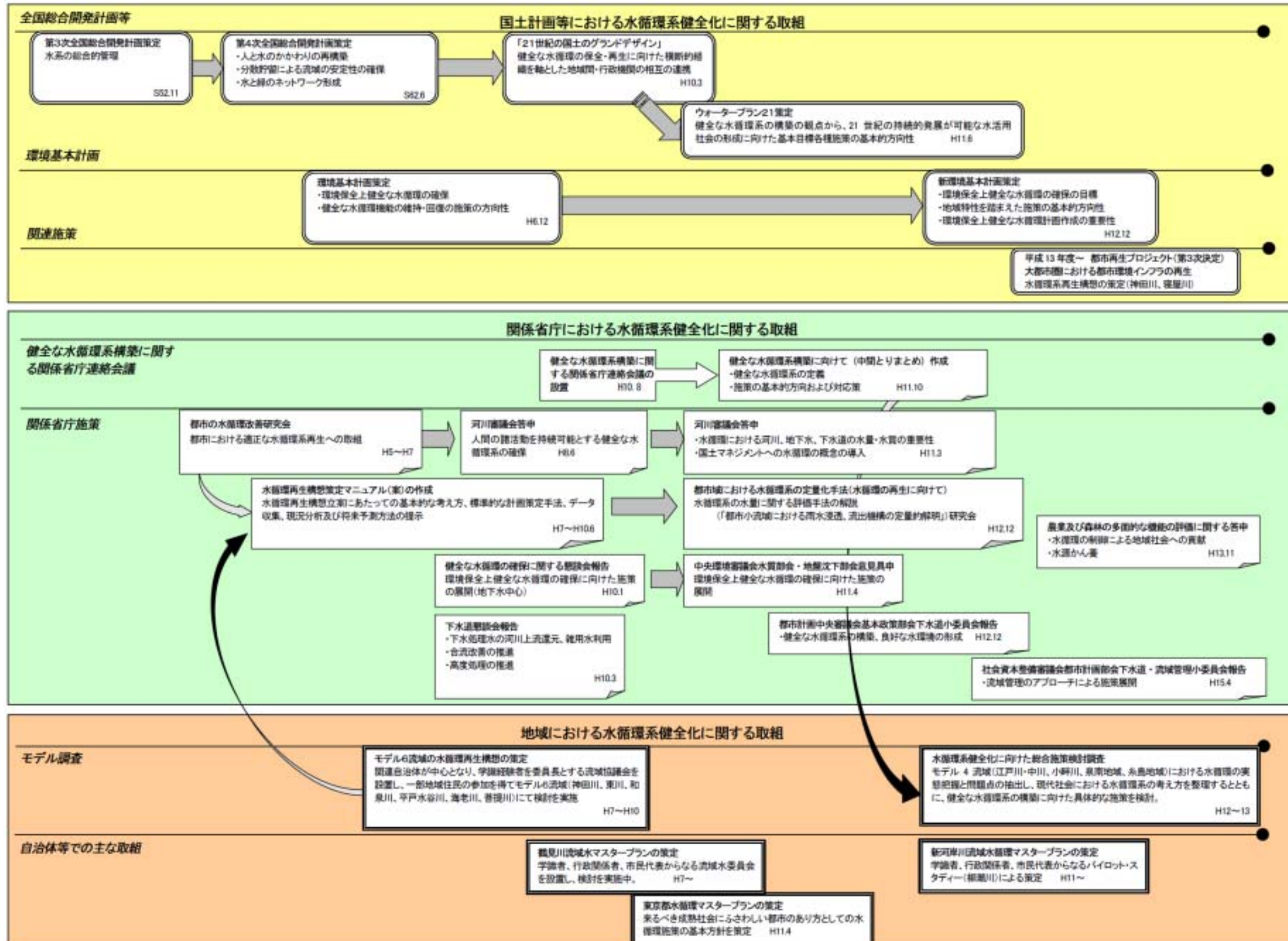
< 地域における水循環系健全化の取組（モデル的取組） >

- 「水循環系健全化に向けた総合施策検討調査」(H12～13) 関係省庁連携調査
- ・ 江戸川・中川(東京都、埼玉県) 小畔川(埼玉県) 泉南地域(春木川、津田川、近木川)(大阪府) 糸島地域(福岡県)
- 「水循環回復検討基礎調査」(H12～13) 環境省
- ・ 手賀沼流域(千葉県)(平成 15 年 7 月「手賀沼水循環回復行動計画」策定。)

< その他地方公共団体等における主な取組 >

- ・ 福島県水資源総合計画 (H13) 福島県
- ・ いばらき水のマスタープラン (H14) 茨城県
- ・ 東京都水循環マスタープラン (H11) 東京都
- ・ 水循環健全化大綱(仮案) (H12) 岐阜県
- ・ とやま 21 世紀水ビジョン (H3) 富山県
- ・ ひろしま水 21 プラン (H12) 広島県
- ・ くまもと水 21 プラン (H13) 熊本県
- ・ 水環境マスタープラン (H11) 神奈川県横浜市

計画等における「水循環の扱い」の系譜



(出典：健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議『健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて』)

平成 15 年 10 月 「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」

水循環の健全化に向けて地域で実践している主体に対し、どのような目標やプロセスで実際に取り組むかについて、地域が主体的・自立的に考え、具体的な施策を導き出すための基本的な方向や方策のあり方を提示。

平成 18 年 第 3 次環境基本計画の策定

重点分野政策プログラムに「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」が位置付けられ、流域全体を捉えて、環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進することを提唱するとともに、国が重点的に取り組む事項に加え、流域の住民、事業者、民間団体及び地方公共団体等に期待される取組を新たに位置づけ。

## 2. 現在の水環境・水循環に関する計画の策定状況

### (1) 健全な水循環系構築のための計画

平成 18 年 1～3 月にかけて環境省が全国の都道府県及び国土交通省の河川事務所等を対象としたアンケートで把握した水循環計画の策定状況を取りまとめた報告書によると、回答のあった 44 河川事務所、47 都道府県及び 11 市町村のうち、既に水循環計画を作成したと回答したのは 39 機関、72 計画であった。なお、計画策定数が機関数を上回っているのは複数の計画を策定している機関があるためである。

アンケート対象期間	該当自治体・事務所数	策定済計画数
都道府県（対象：47 都道府県）	26	56
国土交通省河川事務所（対象 44 事務所）	4	3
市町村（対象：11 自治体）	9	13
合計	-	72

### (2) 環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の流域ごとにおける作成・改定数

流域での環境保全上健全な水循環の構築に向けた計画策定への取組について、「重点を置いて実施している」「実施している」と回答のあった自治体数	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
	166	137	148

（出典：環境省『環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査』）

### 3. 水環境における生態系・生物多様性の保全

#### (1) 水生生物の保全に係る環境基準設定の考え方

水生生物の保全の観点からの環境基準等の水質目標の設定は、「環境基準」が、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基本法第16条第1項）」とされていること、「生活環境」には「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む（環境基本法第2条第3項）」と定義されていることから、生活環境という概念の中心にある有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育環境の保護を対象としている。

なお、水生生物への蓄積を通じた人の健康に与える影響への懸念があれば、別途、健康項目としての基準の設定の可否を検討することとしている。

水環境の汚染を通じ人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがあり、また、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる物質を「環境基準項目」に選定し、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き環境中の検出状況等に関する知見の集積に努めるべきと判断されるものについては、水質環境基準の健康項目における取扱と同様に、「要監視項目」として位置づけ、継続して公共用水域等の水質測定を行い、その推移を把握している。

#### (2) 水生生物の保全に係る環境基準の類型指定の考え方

水域類型のあてはめは、水生生物が全く生息しないことが確認される水域及び水生生物の生息に必要な流量、水深等が確保されない水域を除き、当該化学物質による水質汚濁が著しく進行しているか、又は進行するおそれがある水域を優先して、水産を利水目的としている水域のみならず、水生生物の保全を図る必要がある水域の全てについて行うこととしている。

#### (3) 水生生物の保全に係る環境基準の設定及び類型指定状況

##### 環境基準の設定状況

現在、「亜鉛」について環境基準を設定している。また、環境基準の設定を受けて、排水規制についても、「亜鉛」の排水基準（従来は、生活環境項目のうちの特殊項目として規制。）を強化している。

#### (参考) 水生生物の保全に係る水質環境基準

##### 河川及び湖沼

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全垂鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下

類型指定の状況

国が類型を指定すべき47水域のうち、既に17水域について指定を終えている（木曽川水系、淀川水系等の10河川（関係する湖沼を含む。）琵琶湖について、現在指定の告示改正手続き中。）。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づき定められる環境基準のうち、2つ以上の類型を設けたものについては、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的等に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしており、国においては、47河川・海域（複数の都道府県の区域にわたる37河川及び10海域）について、類型指定を行っている。

（参考）被害の種類別苦情件数（上段：件数、下段：合計に占める割合）

	健康	財産	動植物	感覚的・心理的	その他	合計
苦情総計	6,051	2,375	2,466	67,366	13,512	91,770
	7%	3%	3%	73%	15%	100%
典型7公害計	5,244	1,175	1,142	52,534	4,434	64,529
	8%	2%	2%	81%	7%	100%
水質汚濁	335	363	956	5,485	2,244	9,383
	4%	4%	10%	58%	24%	100%

（注）健康 …精神的なものであっても、実際に治療を受けた状態の被害又は健康を損なったことにより、収入が減った状態の被害

財産 …家屋や生活用品の破損、汚れなどによる損害、営業が阻害されたための収入減などの財産被害

動植物 …家畜、ペット、農作物、樹木、養殖魚などの動・植物に直接係る被害又は動・植物の生育環境の悪化による生育不良などの被害

感覚的・心理的…うるさい、臭い、汚い、不快など普段のちょっとしたことや気になることが我慢できなくなった感覚的・心理的被害又は心身の健康を害するに至らない程度のもので、実際に治療を受けていない状態の被害

（出典：公害等調整委員会「平成19年度公害苦情調査」から集計。）